令和５年５月改訂版

自 治 会
ハンドブック

箕 面 市

市民部　市民サービス政策室

自治会係

目　次

第１章　自治会について

１　自治会について

① 自治会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

② 自治会の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

③ 自治会の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　自治会の組織と運営

① 規約（会則）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

② 自治会の組織例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

③ 自治会の役員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

④ 自治会費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

⑤ 自治会長や振込口座の変更時について・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２章　自治会活動について

１　主な自治会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　自治会で維持管理する備品等について・・・・・・・・・・・・・・・・９

３　自治会への補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０～１４

４　市役所等のお問い合わせ窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

５　よくあるご質問と情報提供資料

① 自治会の運営等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６～１８

② 防犯カメラについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９～２０

③ 地域防災ステーションについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

④ 再生資源集団回収活動等について・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

⑤ 夢の実支援金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２～２３

⑥ 情報提供資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第１章　自治会について

１　自治会について

～「地域の絆」ではぐくむ安心～

普段意識していないことかもしれませんが、私たちは日常生活において、まわりの人たちと支え合って生活しています。

例えば、日常生活で問題が起こった場合に相談したり、隣近所の方と助け合ったりすることが必要となります。

日頃から地域のつながり「地域の絆」を作っていくための身近な組織が自治会です。

①自治会の役割

自治会は、地域に住む人々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域課題を解決するため、自主的に運営する住民自治組織です。

私たち一人ひとりが、地域のこれからのことを考え、お互いに力を合わせるところからコミュニティが形成されます。安全、安心に暮らしていくためには、どんな課題があるか、どんなルールが必要かなどについて考え、自分たちのまちを住みやすくしていくことを目的に、それぞれの自治会が独自の活動を行っています。

地域に自治会があることのメリット

★みんなで知恵を出し合って、住みよい環境をつくることができます。

★個人では解決できないことも、みんなの知恵や力で解決できることがあります。

→地域には様々な年齢や職業、技術や経験を持った方がおられます。

★「自治会」で意見をまとめると、その地域の多数の意見として、行政や事業者などに要望、提案できます。

★災害が発生したときのために、協力体制を築くことができます。

★ご近所同士、顔の見える関係づくりができます。

→「地域の目」が働くことで、防犯面でのメリットが出てきます。

②自治会の機能

相互扶助機能	生活環境の維持・改善機能
最も身近な生活の場である自治会を通じて、 その地域に住む人々が互いに必要なときに助け合い、協力し合うことです。	ごみステーションや防犯灯の管理、 地域の環境美化や清掃活動を通じて、 住民が快適な暮らしを送ることができるよう、生活環境の維持や管理をすることです。
安全・安心機能	**地域資源の保護・伝承機能**
住民相互の理解と信頼関係のもとで協力し合い、自主的に防犯・防災活動、迷惑駐車対策などに取り組み、住民が安心して日常生活を送れるようにすることです。	地域固有の自然や、古くから伝わる伝統・文化など、様々な資源を保護・伝承し、魅力ある地域づくりを進めることです。
自治機能	**親睦機能**
地域住民のニーズを反映した、 住みよい地域社会を実現するため、 地域が抱える課題・問題について地域住民自らが把握し、協力しあって解決することです。	地域の祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、 住民同士の交流をさらに促進し、 住民相互の信頼関係や安心感を育むことです。

※それぞれの活動例については、
　第２章の【１ 主な自治会活動】を参照してください。

③自治会の状況

○箕面市の自治会数と自治会の規模（令和４年１２月３１日現在）

自治会規模	自治会数	割合
～２０世帯	１００	３２．０％
２１世帯～　５０世帯	８５	２７．２％
５１世帯～　１００世帯	４８	１５．３％
１０１世帯～　５００世帯	７２	２３．０％
５０１世帯～　１０００世帯	７	２．２％
１０００世帯～	１	０．３％
合　計	３１３	１００．０％

○自治会の活動や運営面での課題について

（令和２年１０月実施「自治会アンケート」から）

課題項目	自治会数	割合
高齢化により活動に支障が出ている	１１６	４８％
役員のなり手が少なく負担が大きい	１１１	４６％
住民の関心が低い	７８	３２％
予算が少ない	２７	１１％
集会や活動を行う場所がない	２０	８％
特に困ったことはない	７４	３０％
その他	３１	１２％

※回答数２４１自治会　課題項目は３つまで選択可

2　自治会の組織と運営

①　規約（会則）

箕面市では、多くの自治会が独自の規約（会則）を定め、様々な運営を行っています。
規約（会則）は自治会の規模や特性によって変わってきます。
規約（会則）は、自治会の公正の確保と透明性の向上のための組織運営を確立するものです。また、まちづくりへの住民の主体的参加を保障するものです。
従って、その内容は住民の納得のいく内容が定められていることが基本です。

②　自治会の組織例

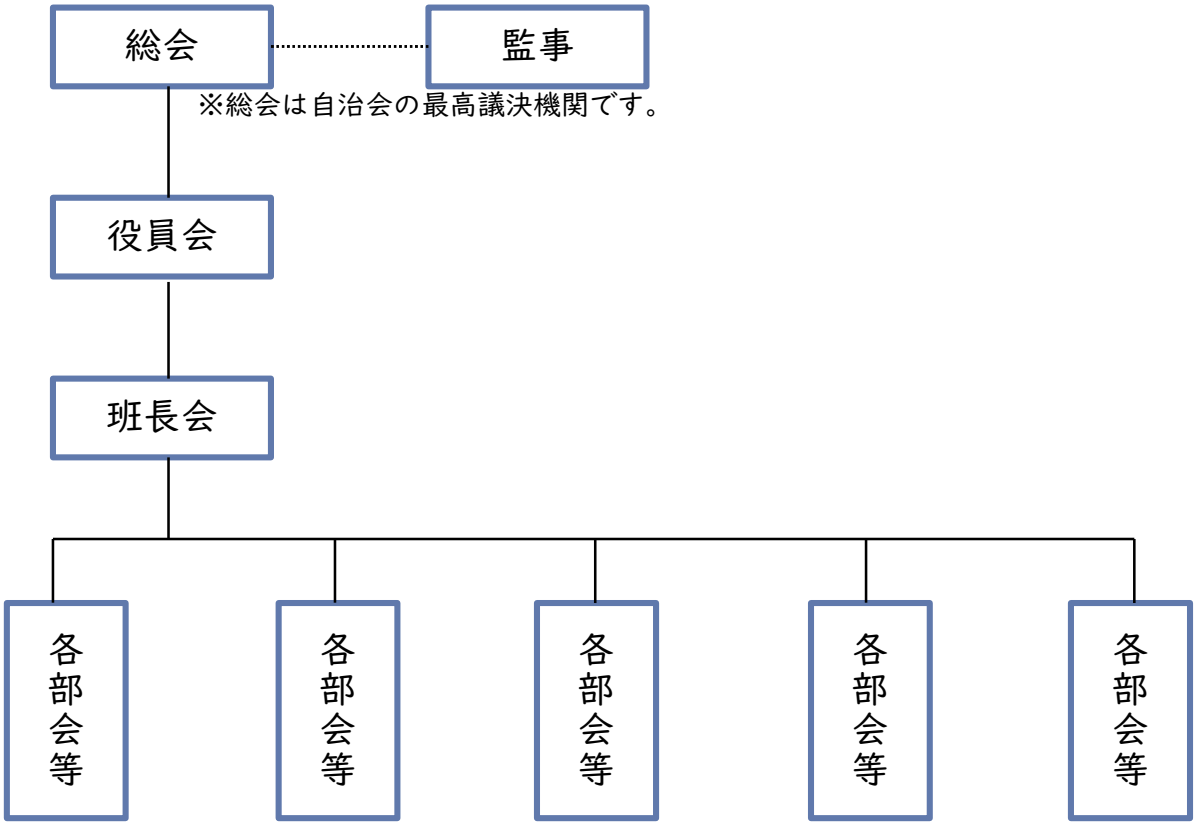

役員や班長以外の人も各部会の中で活動し、
すべての会員が自治会活動に関わっているような組織体制を考えることが大切です。
各部会は、自治会の活動内容に応じて必要なものを考え、
随時見直すことも必要と考えられます。

③自治会の役員等

役員等には、一般的には以下のような役職とその役割があります。
また、継続的な自治会運営を行うため、顧問や相談役を置く場合もあります。
自治会規模や事業内容に応じて、必要な役職や役員数を検討しましょう。

役　職	役　　割
会　長	会をまとめていく最高責任者として、 また、対外的には会の意思を伝える代表者としての役割があります。
副会長	会長を補佐し、時には会長の役割を代行する責任があります。 負担を分散するため、複数の副会長を置く場合があります。
書　記	会の運営や事業に関する記録を担当します。
会　計	現金の出納や会計書類の整備、備品の管理など 会の出納責任者となります。
会計監査	会計事務が適切に処理されているか、 財政支出が適切であるかどうかをチェックし、 総会で報告する役割があります。
班　長	会員の意見を役員に伝え、役員会や班長会で決定された内容を 会員に伝える役割があります。

役員等の選出は、各自治会の状況に合わせて一番望ましい方法で行うことが重要です。

	メリット	デメリット
選　挙	積極的な人が 継続して役員になれる	一部の人に負担が偏る可能性がある
推　薦 互　選	積極的な人が 継続して役員になれる	一部の人に負担が偏る可能性がある なかなか引き受けてもらえない場合がある
抽　選	役員のなり手不足に 困ることが少なくなる	特別な事情がある世帯への配慮が 必要となる 一斉に役員が交代してしまう場合がある
輪番制	役員のなり手不足に 困ることが少なくなる	特別な事情がある世帯への配慮が 必要となる 一斉に役員が交代してしまう場合がある

④自治会費について

自治会を運営するにあたっては、どうしてもお金が必要です。
どんなことをするのかによっても、必要な金額は変わります。
よく相談して決めてください。

令和２年10月実施の「自治会アンケート」から、下表のとおりまとめました。

金額（年額）	自治会数	割　合
徴収していない	２６	１１．２％
１，０００円以下	１４	６．０％
１，００１円～　２，０００円	７２	３１．０％
２，００１円～　３，０００円	７０	３０．２％
３，００１円～　５，０００円	３５	１５．１％
５，００１円～１０，０００円	１１	４．８％
１０，０００円以上	４	１．７％
合　計	２３２	１００．０％

※年額３，０００円以内（月額２５０円以内）の自治会が７８．４％を占めています。

⑤自治会長や振込口座の変更時について

自治会長や振込口座の変更が決まりましたら
「自治会に関する変更届」を自治会係に提出してください。

◆提出方法：□窓口に持参（市役所別館１階１２番）
□FAX
□メール

◆「自治会に関する変更届」の用紙は、
市ホームページ「自治会よろず情報」内に掲載しています。

※提出いただいた「自治会に関する変更届」の内容は、
公園清掃の補助金や集団回収の報償金等の支払時に事業の担当課室へ提供します。
また、下記の基準において、必要に応じて窓口及び電話で情報提供することがありますので、ご了解ください。

(1) 開発行為にかかる事前協議
(2) 境界明示等の立ち会い
(3) 不動産売買における重要事項説明（自治会加入の働きかけ）
(4) 電気、ガス工事等、市民生活に密接な関係があり、かつ公益性のある事業を行うにあたって事前に自治会長に連絡する必要がある場合
(5) その他、自治会係を所管する課又は室が公共、公益上必要があると認めた場合

第２章　自治会活動について

１　主な自治会活動

自治会は、住民の日常生活に深い関わりのある様々な活動を行っています。
地域によって活動内容は異なりますが、箕面市で取り組みの見られる代表的な活動を紹介します。

情報共有

回覧板や掲示板を通して、各行政機関からの情報を共有したり、
自治会会報などにより地域密着の情報を知ることができます。
SNS を活用した回覧板の導入も進めています。

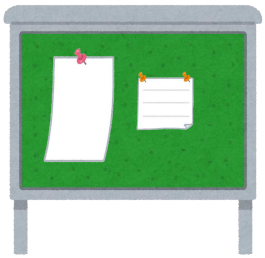

SNS 回覧板については、
こちらをご参照ください。

親睦活動

自治会でお祭りや文化展、運動会などの
催し物を企画・開催・参加するなかで、
地域の皆さんと顔見知りの関係になり、
親睦が深まります。

美化活動

道路の清掃活動や公園のアドプト活動、
ごみステーションなどの清掃を通じて、
快適で過ごしやすい環境が維持できます。

地域社会を見守る活動

独居世帯の見守り活動や
ごみ出し支援、子どもの見守り活動
などを通じて、高齢の方や子どもが
安心して暮らせる環境になります。

防犯活動

防犯灯や防犯カメラを設置し
犯罪を未然に防止することができ、
安全で安心して暮らせる環境に
なります。

防災活動

地区防災委員会への参加や全市一斉防災訓練に自治会単位で参加することで、
いざというときに頼りになる、隣近所の助け合いの関係を
築くことができます。

2　自治会で維持管理する備品等について

全ての自治会が備品等を持っているとは限りませんが、
概ね自治会で設置された掲示板、防犯灯、防犯カメラなどがあります。
それぞれ、設置や維持管理にかかる補助金制度がありますので、
次ページの「３．自治会への補助金」をご覧ください。

備品等	所有自治会数	割　　合
掲示板	３６	１１．５％
防犯灯	２７８	８９．１％
防犯カメラ	１８７	５９．９％

※【防犯灯】や【防犯カメラ】について

防犯灯の灯りが消えている！防犯カメラの作動ランプが点灯していない！
等の不具合を発見された場合、どこに連絡をすればよいかなどについて、
各自治会員がわかるようにしましょう。

※屋外に掲示されている名前が記載された住宅地図について

個人情報保護の観点から、外した方がいいという意見もあるかもしれません。
自治会内でよく話し合いをしていただき、決めてください。
自治会で設置された掲示板や住宅地図について、
市として良し悪しを判断する権限はありません。
また、掲示板設置改修費は、住宅地図のみでは補助金の対象となりませんのでご了承ください。

コミュニティ助成事業

コミュニティ活動の促進、地域の連帯感醸成を目的として、一般財団法人自治総合センターが、自治会館等における必要な備品等の整備に対して助成を行います。

【助成額】
100 万円以上 250 万円以下
（10 万円単位、10 万円未満の端数斬り捨て）

毎年８月頃に詳細が公表されますので、内容が分かり次第、改めて自治会係からお知らせします。

自治総合センターのロゴマーク

3　自治会への補助金

箕面市では、地域住民の相互交流と連帯意識の高揚を図り、
地域の活性化と福祉の増進に資するため、市内の自治会等に対して、
補助金を交付しています。

補助金の種類	申請受付の担当	補助金を申請する時期
①地域集会施設整備費補助金	市民サービス政策室 自治会係	事前（工事開始前）
②防犯灯設置改修費補助金		事後（工事完了後）
③掲示板設置改修費補助金		
④防犯灯維持費補助金		
⑤防犯カメラ維持費補助金		
⑥自治会事務費補助金		
⑦防犯カメラ設置補助金	市民安全政策室	事前（工事開始前）

○事前に申請が必要な補助金

①地域集会施設整備費補助金

★改修を決めたらまずは相談してください
相談の際必要なもの：□要望書　□見積書　□現況写真

補助の対象	補助率	補助上限額
箕面市又は自治会が所有する 地域集会施設（自治会館）の建物本体の長寿命化工事費用 （当該補助金を受けた年から 15 年間は補助金交付の申請不可）	75%	500 万円

【申請】必要書類
① 箕面市補助金交付申請書
② 設計図
③ 業者の見積書（2 社）
④ 設置場所の地図
⑤ 工程表

【実績報告】必要書類
① 箕面市補助金実績報告書
② 業者発行の請求書（写し）
③ 業者発行の領収書（写し）
④ 完了後の現場写真
⑤ 役員名簿

※改正前の補助金(増改築、補修、耐震診断費用で 1/2　上限 200 万円)を受けた施設は、前回交付から 10 年経過した場合に申請可能となります。

【事前】に申請が必要な補助金
(地域集会施設整備費補助金)の申請フロー

	自治会	箕面市〈自治会係〉
事前準備	□【業者見積】を取る □【要望書】を作成する □【現況写真】を用意する **左記3点を市へ提出・相談する**	◆要望書受理 ◆予算確保手続
補助金申請	≪予算確保後≫ □【申請　必要書類書　一式】を準備 ※必要書類は前頁参照 **市へ提出**	◆受理・審査
	≪【交付決定通知書】が届いたら≫ □業者へ発注する **市から郵郵**	↓ ◆【交付決定通知書】の交付
工事完了後	≪工事完了・業者へ支払完了後≫ □【実績報告　必要書類　一式】を準備する ※必要書類は前頁参照 **市へ提出**	◆受理・審査
	◆【交付確定通知書】が届く ◆【補助金】を受取 **市から郵郵・交付**	↓ ◆【交付確定通知書】の交付 ◆支払手続

○事後の申請でよい補助金

（1）実績に基づき工事完了後に【随時】申請するもの

★申請＆実績報告の時期：工事完了、業者へ支払完了後

	補助の対象	補助率	補助上限額
②防犯灯 設置改修費 補助金	新設・移設・改修(修繕)費用 ・改修(修繕)費用は 1灯あたり1万円以上のもの	75%	4万円
③掲示板 設置改修費 補助金	新設・移設・改修費用 ・掲示スペースが 全体の1/3以上あるもの。 住宅地図のみは 掲示板とみなさないため対象外	50%	3万円

申請(実績報告)必要書類
① 箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書
② 設置場所の見取図
③ 設計図（※掲示板設置改修費補助金のみ）
④ 業者発行の請求書・領収書の写し
⑤ 竣工後の現況写真

※設置場所によっては補助金の対象とならない場合がありますので、
不安がある場合には事前に自治会係（072-724-6179）へご相談ください。

令和５年度 防犯灯改修費に係る特例について

令和５年度中に、防犯灯を水銀灯や蛍光灯からLEDに改修した自治会に対しては、国の地方創生臨時交付金を活用し、防犯灯改修に係る補助率を次のとおり引き上げます。

（現　　行）　改修費用×75%（上限４万円）
（今年度特例）　改修費用×90%（上限なし）

※箕面市議会の議決を経て確定します

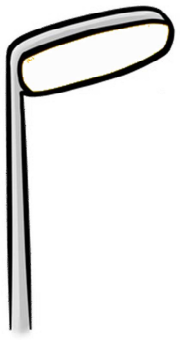

（2）実績に基づき【1 年分】をまとめて申請するもの

★申請＆実績報告の時期：1 月に 1 年分（前年 1 月～12 月分）を一括申請

	補助の対象	補助率	補助上限額
④防犯灯 維持費補助金	電気料金	90%	なし
	修繕料 ※1 灯あたりの修繕料が 1 万円未満のもの	50%	
⑤防犯カメラ 維持費補助金	・電気料金 ・記録媒体交換料 ・供架料	90%	なし
	修繕料	75%	4 万円
⑥自治会 事務費補助金	市に結成届を 提出している自治会	1 自治会あたり 3,000 円+80 円×世帯数	なし

申請(実績報告)必要書類
① 箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書
② 防犯灯・防犯カメラ 電気料金等報告書
③ 自治会世帯数確認報告書
④ 振込口座情報確認書
⑤ 前年度の決算書もしくは今年度の予算書
⑥ 関西電力からの電気料金に関する書類（12 月分の写し）
⑦ 防犯灯・防犯カメラ修繕料の領収書（写し）
⑧ 防犯カメラ記録媒体交換料、電柱供架料の領収書（写し）

【事後】の申請でよい補助金（実績に基づくもの）の申請フロー

	自治会	箕面市〈自治会係〉
事前準備	□関西電力や電気業者等と契約	必要に応じて市へ相談する
	□請求書に基づき、【自治会】が支払	
補助金申請	≪工事完了後≫ □【箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書一式】を準備	市へ提出 ◆受理・審査
補助金受取	◆【交付確定通知書】が届く ◆【補助金】を受取	↓ 市から郵郵・交付 ◆【交付確定通知書】の交付 ◆支払手続

4　市役所等のお問い合わせ窓口

内　　容	担当部署	連絡先 上段：電話番号 下段：FAX 番号
自治会の窓口	**市民サービス政策室 自治会係 （別館 1 階 12 番窓口）**	**☎ 072-724-6179 FAX 072-723-5538**
法律相談、聖苑・霊園	市民サービス政策室 （別館 1 階 12 番窓口）	☎ 072-724-6723 FAX 072-723-5538
ごみの出し方、ごみ袋 大型ごみ処理券	環境整備室 （大字粟生間谷 2898-1）	☎ 072-729-2371 FAX 072-729-7337
新聞・雑誌・ダンボール等の再生資源ごみの回収		
ごみの持ち込み	環境クリーンセンター （大字粟生間谷 2898-1）	☎ 072-729-4280 FAX 072-728-3156
防犯カメラの設置 地区防災委員会	市民安全政策室 （本館 2 階 203 窓口）	☎ 072-724-6750 FAX 072-724-6376
公園の自主管理活動支援制度	公園緑地室 （別館 5 階 51 番窓口）	☎ 072-724-6749 FAX 072-723-5581
市設置の街路灯 道路の自主管理活動支援制度	道路管理室 （別館 5 階 53 番窓口）	☎ 072-724-6748 FAX 072-723-5581
こども会 青少年を守る会	青少年育成室 （別館 3 階 35 番窓口）	☎ 072-724-6968 FAX 072-724-6010
コミュニティセンター	市民サービス政策室自治会係 （別館 1 階 12 番窓口）	☎ 072-724-6179 FAX 072-723-5538
NPO 活動	生涯学習・市民活動室 （別館 3 階 32 番窓口）	☎ 072-724-6729 FAX 072-724-6010
赤十字 更生保護協会	箕面市社会福祉協議会団体事務 （船場西 1-11-35）	☎ 072-749-1109 FAX 072-749-1566
ボランティア 地域福祉活動	箕面市社会福祉協議会 （船場西 1-11-35）	☎ 072-749-1575 FAX 072-727-3590
地域の防犯活動	箕面市防犯委員会 （箕面 6-3-1）	☎ 072-724-5599 FAX 072-724-5598

5 よくあるご質問と情報提供資料

① 自治会の運営等について

自治会の役員等について

自治会を運営するにあたって、一番悩むのが役員の選出と担う業務かもしれません。役員選出問題や業務を軽減する策として、次のようなことが考えられます。

役員について

①役員とは別に、事務的な作業（事務員的な位置付け）を
継続的に請け負ってくれる人を決めて、「謝礼」を渡している自治会もあります。
②役員等へ謝礼を渡している自治会もあります。
参考：謝礼等を渡している箕面市の自治会は、21/237（8.9%）。
名目は、謝礼、会長活動費、役員手当等があります。
金額は年間500円～200,000円と様々です。

役員交代時は・・・

旧役員が新役員を助ける(助言する)仕組みをつくると混乱が少ないです。
例えば、副会長　⇒　会長　⇒　副会長の一続きで役員をまわしたり、
役員を降りた翌年は相談役で残したりする自治会もあります。

担う業務について

①回覧物の配布
市からの情報については、回覧や全戸配布で周知していただいていますが、
LINEなどを活用している自治会もあります。
参考：回覧している自治会　190/312（60.9%）
全戸配布している自治会　122/312（39.1%）
※箕面くらしナビからプッシュ通知でお知らせしています。(別紙参照)
②自治会費の徴収
ア）集金方法を工夫
集金を年に1回にしたり、
集金に回る日程を事前にお知らせし回収率を上げている自治会もあります。
イ）実施されている自治会はありませんが、口座振替やインターネットバンキングという手段が活用できれば、集金に回る時間を省くことができます。
ただし、記帳と照合に時間を要するかもしれません。
③募金等の集金
募金等は強制ではありませんので、必ずしも全員が募金をする必要はありませんが、例えば、投入口だけ開けた封筒を回覧して金額をわからないようにするなど、負担感を減らす取り組みをしている自治会もあります。

新しく自治会に加入したい方がいたら

市役所の自治会係に問い合わせがあった場合は、
住所地から既存の自治会を確認し、まず自治会係から自治会長にご連絡しますので、自治会についてのご説明をお願いします。

自治会作成の書類とその他保管する書類について

自治会作成の書類について

自治会が作成する書類については、概ね下記の書類がありますが、どのような形で作成するかは、自治会内でご検討ください。

①総会資料
②予算書、決算書（もしくは出納簿等、お金の出入金にかかる帳簿）
③自治会の会報等自治会員へのお知らせ文

その他保管する書類について

④補助金の申請書類一式
⑤業者からの請求書、領収書
⑥自治会が設置し維持管理している防犯灯、防犯カメラの維持管理にかかる書類
（関西電力からの電気代請求内訳書、電気料金領収済みのお知らせ等）

※上記②⑤⑥は補助金申請時に必要な書類となります。

ボランティア保険について

単発の行事やイベントに加入できるボランティア保険「行事保険Ⅰ型」があります。

これは、人数（参加者）がわかっている場合に、
１人３０円程度で加入できる保険で、バーベキュー等の火を使用する行事・イベントや食中毒にも対応している保険です。

申込は、社会福祉協議会（０７２－７４９－１５７５）へ。

マンション管理組合と自治会について

マンションなどの管理組合は、区分所有法に基づき、住宅共有部分の財産の維持管理などを主な目的とした団体です。
一方、自治会は地域コミュニティの形成などを主な目的にした団体です。主たる目的は異なりますが、地域コミュニティを構成するという意味では、双方とも地縁組織として市も認識しています。

活動内容によっては、自治会と同様の支援を管理組合に対して行うことは可能です。（下記参照）

補助制度等	管理組合	自治会
自治会回覧（市政情報の伝達）	○	○
自治会事務費補助金	×	○
防犯灯設置改修費及び維持費補助金	○※1	○
防犯カメラ設置改修費補助金	○	○
防犯カメラ維持費補助金	○※2	○
掲示板設置改修費補助金	×	○
地域集会施設整備費補助金	×	○
地区防災委員会への加入	○	○
災害時の支援物資	○※3	○
再生資源集団回収報償金	○	○
公園・歩道等の自主管理交付金	○	○
シニア活動応援交付金	○	○

※１　設置基準に合致した場所に、新規にLED防犯灯を設置する場合に限ります。
※２　市の補助金を活用して設置した防犯カメラに限ります。
※３　安否確認の仕組みを作っている場合に限ります。

② 防犯カメラについて

防犯カメラの設置補助について

防犯カメラ１台あたりの設置費用について、
下記のとおり補助金を交付しています。

・既設の防犯カメラを中心として直径150mの範囲内　→ 補助率4割
・既設の防犯カメラを中心として直径150mの範囲外　→ 補助率8割
・結成後2年以内の自治会からの設置申請は上記に関わらず補助率9割

※市からの補助金額分は、市から直接業者に支払いますので、
　自治会が全額を業者に支払っていただく必要はありません。
※既設防犯カメラの設置位置については、
　市民安全政策室までご相談ください。

防犯カメラの動作確認について

防犯カメラの動作確認は、外付けランプを下からの目視により確認可能です。（下記参照）
市で全ての防犯カメラの作動確認をすることは厳しいですが、
職員が外出する際は、できる限りチェックしています。
お忙しい中、申し訳ございませんが、
地域のみなさまのご協力をお願いいたします。

【参考】

外付けランプの色	自治会設置	橙
	市通学路（市民安全政策室）	赤と緑又は緑のみ
	市公園（公園緑地室）	白
ランプ点灯	正常動作	
ランプ点滅 又は 消灯	異常	

⚠ 自治会設置のカメラは、市民安全政策室へご連絡ください ⚠

防犯カメラの録画時間について

録画時間は7日間です。
7日を過ぎたデータは古い順から上書きされていきます。

③ 地域防災ステーションについて

地域防災ステーションの役割について

箕面市では、公園など市内６１か所に
「地域防災ステーション」を整備しています。
「地域防災ステーション」は、
自治会などで災害発生直後の一時的な集合場所として使用し、
安否確認の結果の取りまとめや、地域防災ステーションに設置された
資器材を使って消火・救助へ向かう「災害活動拠点」です。
また、救援物資の配布拠点にもなります。

地域防災ステーションの使用について

お近くの「地域防災ステーション」をご使用いただくには、
「使用届出書」を市民安全政策室に提出してください。
また、「地域防災ステーション」の活用方法など
詳しい説明をご希望の場合は、出張説明会を実施していますので、
【市民安全政策室】までご相談ください。

地域防災ステーションを活用中の自治会の皆さまへ

いざというとき、地域防災ステーションに備わっている
消火・救助資器材を確実かつ適切に使用することができるよう、
１年に１回は訓練を実施してください。
訓練を実施することが、資器材の点検にもなりますので、
ご協力をお願いします。

④ 再生資源集団回収活動等について

再生資源集団回収活動について

集団回収は、隣接する地域で概ね５世帯以上の団体が
資源物（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古布）を
分別排出する取り組みです。

活動のメリット → ◆上記品目の回収日、排出場所を設定することで無料で排出することができます。
◆回収量に応じて、団体は報償金を受け取ることができます。

※結果、集団回収活動団体は報償金を活動資金に充てることができます。
※集団回収の未活動団体で活動を始めたい!等のご相談は
【環境整備室】までご連絡ください。

クリーン・みのお作戦について

クリーン・みのお作戦は、猛暑日を避け梅雨やゲリラ豪雨に備えて、
６月に実施します。

※皆さまのご協力のもと、まちの美化活動を行い、
「きれいで住みやすいまち箕面」を維持しましょう。
皆さまのご協力をお願いします。

⑤ 夢の実支援金・コミュニティ助成事業について

夢の実支援金の概要

【概要】

夢の実支援金（みのお市民活動支援金）は、
みのお市民活動センターが実施する補助金制度で、
自治会、NPO、地域団体などの非営利団体が行う公益的活動を対象とする補助金です。

夢の実支援金には、自治会活動応援コースがあります。
これは、自治会が実施する公益的な活動を応援するコースです。
会員を含む地域の交流・親睦活動をはじめ、地域課題の解決に取り組む事業が対象となり、書類審査のみで交付されます。

交付金額：上限２万円
交付団体：５団体まで

【申請の流れ】

①５月下旬までに自治会係へ申請等のご相談をお願いします。
②申請書類を作成します。（自治会係がお手伝いします。）
③自治会係がまとめて市民活動センターに
申請書類を提出（６月初め）
④公開審査会（６月下旬）に自治会係が参加。
（自治会さんの参加はありません。）
⑤結果通知が７月末頃に自治会さんあてにあります。
⑥夢の実支援金の受け取り
（自治会さんが市民活動センターで受け取ります。）
⑦対象の事業が終了しましたら、実績報告を提出します。
（自治会係がお手伝いします。）

※申請の際は、自治会係がお手伝いしますので、
ぜひ活用をご検討ください。

夢の実支援金の活用事例

【桜井第五自治会】

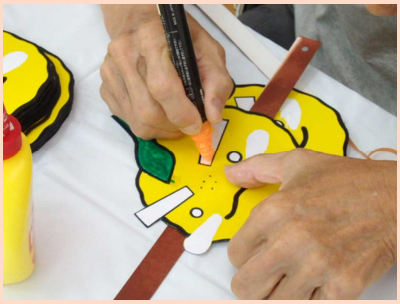

テーマ：自治会初主催の多世代交流事業

「夢の実支援金」をきっかけに
自治会内外の子どもたちが交流する事業を初めて計画。
キャラクターおめん・うちわ・オリジナル缶バッジ作りなどを
実施しました。

【粟生第二住宅自治会】

テーマ：ホームページプロジェクト

ニュースやイベントの告知など自治会のタイムリーな動きや
地域情報をホームページやフェイスブックで発信します。

⑥ 情報提供資料

防犯灯、防犯カメラの耐用年数

防犯灯、防犯カメラの更新時期について、
一律に何年で絶対に修繕（取替）が必要という数字はありませんが、
目安として下記の年数を参考にしてください。
ただし、雨風にさらされているため、
6～7 割の年数になる場合もあります。

防犯灯の耐用年数　　：　約１５年
防犯カメラの耐用年数　：　約１０年

北摂7市の自治会加入率について

市	平成 30 年加入率	令和 3 年加入率	増減
高槻市	６２．２％	５７．４％	△４．８％
茨木市	６０．０％	５６．１％	△３．９％
摂津市	５４．８％	４６．１％	△８．７％
吹田市	５０．１％	４６．０％	△４．１％
箕面市	４８．８％	４６．９％	△１．９％
豊中市	４１．６％	３７．９％	△３．７％
池田市	３２．５％	２８．８％	△３．７％

※加入率の基準日は市町村により異なります。
※北摂 7 市へ直接確認しました。
※平成 30 年度と比較して、加入率は下がっているのが現状です。

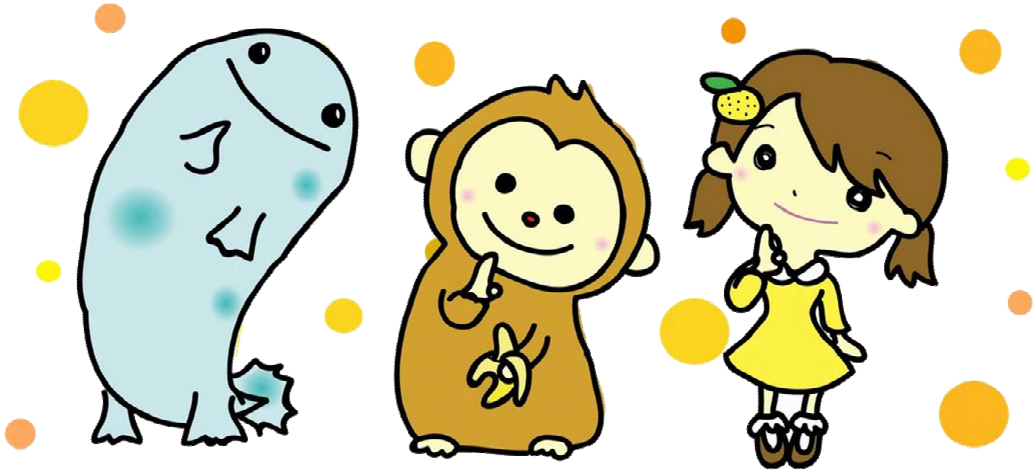

箕面市　市民部　市民サービス政策室　自治会係

〒５６２－０００３　箕面市西小路四丁目６番１号

（ 市役所別館１階　１２番窓口）

電話：０７２－７２４－６１７９（直通）

ファックス：０７２－７２３－５５３８

メールアドレス：jichikai@maple.city.minoh.lg.jp